

<重要事項説明書>

ファンケルピュア

個人生活総合保険

ファンケルピュアはイオン少額短期保険株式会社が引き受ける、保険商品(個人生活総合保険)です。

<重要なお知らせ 必ずご確認ください>
<契約概要>・<注意喚起情報>は、契約に際し、お客様に十分に内容をご理解をいただき、ご了解をいただきたい重要なことが記載されています。保険契約のお申込みに先立ち、必ず内容をご確認ください。

商品の内容・申込手続きにつきご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

 イオン少額短期保険株式会社

イオン少額短期保険 契約センター



0120-956-356

受付時間：平日 9:00～17:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

ご契約の内容に関する重要な事項 <契約概要>

1. 商品の仕組みについて

この商品は、3大疾病死亡保険、女性特定がん診断保険、女性特定疾病(女性特定がんを除く)入院一時金保険、疾病入院保険、部位特定(首・顔面・頭部)傷害入院・手術一時金保険、外反母趾手術一時金保険、白内障・緑内障手術一時金保険、先進医療受診保険、ひったくり損害保険がセットになった個人生活総合保険です。

2. 保障内容について

保険金をお支払いする場合

● 3大疾病死亡保険 (がん、急性心筋梗塞、脳卒中)

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発病した対象となる3大疾患を原因として死亡したとき

● 女性特定がん診断保険 (乳がん、子宮がん、卵巣がん)

- 被保険者が女性特定がん診断保険責任開始期(初年度契約の契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。)以後の保険期間中に、次のいずれかに該当した場合
 - 初めて対象となる女性特定がんと診断確定されたとき
 - 既に診断確定された女性特定がん(以下、原発がん)を治療したことにより、女性特定がんが認められない状態となり、その後初めて女性特定がんが再発したと診断確定されたとき
 - 原発がんとは関係なく、女性特定がんが新たに生じたと診断確定されたとき

● 女性特定疾病 (女性特定がんを除く) 入院一時金保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発病した、対象となる女性特定疾病(女性特定がんを除く)を原因として入院を開始した場合
<別表1対象となる女性特定疾病(女性特定がんを除く)>

● 疾病入院保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発病した疾病を原因として入院した場合

*1回の疾病入院についての疾病入院保険金の支払限度は、保険証券記載の支払日数をもって限度とします。また、保険契約が継続された場合、疾病入院保険金の通算支払限度は、継続前の疾病入院保険期間の支払日数を清算し、全保険期間を通じて730日とします。

● 部位特定 (首・顔面・頭部) 傷害入院・手術一時金保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発生した傷害により、事故の日から180日以内に、対象となる身体損傷(首・顔面・頭部)を直接の原因とする入院をした場合、または<公的医療保険制度>に基づく医科診療報酬点数表によって手術料が算定される手術を受けた場合

● 外反母趾手術一時金保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に診断確定された、対象となる外反母趾の治療を直接の目的として、<公的医療保険制度>に基づく医科診療報酬点数表によって手術料が算定される手術を受けた場合

● 白内障・緑内障手術一時金保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に診断確定された、対象となる白内障・緑内障の治療を直接の目的として、<公的医療保険制度>に基づく医科診療報酬点数表によって手術料が算定される手術を受けた場合

● 先進医療受診保険

- 被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする対象となる療養を受け、その療養が公的医療保険制度に定める先進医療に該当した場合
- 医療行為、医療機関及び適応症によっては、給付対象とならないことがあります。

● ひったくり損害保険

- 被保険者が日本国内において保険期間中に、ひったくり損害を被った場合ただし、被保険者がひったくり損害を被った後、遅滞なく所轄の警察署に被害の届出を行ったことを条件とします。

一回の入院の定義について

被保険者が、同一の疾病により2回以上の疾病入院をされた場合、継続した1回の入院とみなし、1回の入院における支払い限度日数が適用されます。ただし、退院日の翌日から起算して180日を経過して入院した場合は、新たな入院とみなします。

保険金をお支払いできない主な場合

● 3大疾病死亡保険

- 保険契約者または死亡保険金受取人の故意により、3大疾病死亡保険金の支払事由が生じたとき

● 女性特定疾病 (女性特定がんを除く) 入院一時金保険

- 保険契約者または被保険者の故意によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害およびそれによって被った疾病によるとき

● 疾病入院保険

- 保険契約者または被保険者の故意によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害およびそれによって被った疾病によるとき
- 原因の如何を問わず、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 戦争その他の変乱によるとき

● 部位特定 (首・顔面・頭部) 傷害入院・手術一時金保険

- 保険契約者または被保険者の故意または重過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒酔い運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者の疾病、脳疾患または心神喪失によるとき
- 当会社が保険金を支払うべき傷害の治療を目的としない被保険者の外科的手術その他の医療処置によるとき
- 原因の如何を問わず、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)で他覚症状のないもの
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じた傷害を原因とする場合

● 先進医療受診保険

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒酔い運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じた傷害を原因とする場合

● ひったくり損害保険

- 被保険者の故意もしくは重大な過失により損害が生じたとき
- ひったくり損害を被った物品が預かり品およびレンタル品の場合

3. 引受条件（保険金額・保険料等）について

● ご契約可能な年齢について

保障開始日の被保険者（保障の対象となる方）の年齢が、満20歳から満69歳までの方が新規にご契約いただけます。満69歳までにご加入いただいた場合、79歳までご契約をご継続いただけます。

● 保険金額について

保障内容・保障金額については、パンフレットまたは裏面の保障額一覧表にてご確認下さい。

*想定外の保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

● 医療等保険金の支払限度額について

医療等の保障については、この保険および同一被保険者で当社とご契約いただく全ての契約の医療等の保障について保険金支払額を通算し、年間（契約期間内）に発生した事故に対する支払保険金の合計は80万円が限度となります。限度額に達した場合、以後の保険金は支払われません。3大疾病死亡保険金は80万円限度とは別にお支払いします。

● 保険料について

保険料は満20歳～満69歳まで月払2,000円、満70歳～満79歳まで月払3,500円

*想定外の保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合には、保険料の増額を行うことがあります。

4. ご契約のお手続きについて

● 保険料払込方法（お支払い方法）について

保険料は、クレジットカード払にて、毎月お支払いいただきます。

● ご契約までのスケジュールと責任開始日について

● クレジットカード払の契約手続きについて

保険料は、契約者の指定クレジットカード決済にて毎月お支払いいただきます。保険料払込日は毎月1日とさせていただきますが、お客様のクレジットカード会社へのお支払いは、各クレジットカード会社へのお支払い日となります。

毎月20日迄にお申込書（含む告知書）をいただき、当社が契約の引き受けを承諾し、クレジットカードの認証が得られた場合は、お申込みいただいた月の翌月1日が契約日および責任開始日となります。

〈ご注意ください〉

申込書・告知書の記載事項に誤りがあり訂正をお願いする場合、不明な事項がありお問い合わせさせて頂く場合等、契約手続きに時間を要する場合には、契約日が翌月以後の1日となる場合があります。

● クレジットカード支払規程

- ① 私が支払うイオン少額短期保険株式会社から請求された保険料を、私が指定するクレジットカード（以下指定カードといいます。）の発行会社の会員規約に基づいて支払います。
- ② 私がイオン少額短期保険株式会社に申し出をしない限り、請求された保険料を継続して指定カードにより支払うことに同意します。
- ③ 私は、指定カードの紛失や更新により、指定カード発行会社により、指定カードのカード発行番号・有効期限が変更された場合であっても、保険料を異議なく支払います。また、指定カードのカード番号や有効期限が変更になった場合、私の事前の通知なしに、新しい会員番号や有効期限が指定カード発行会社よりイオン少額短期保険株式会社に通知されても異議ありません。
- ④ 会員資格喪失等により、指定カード発行会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
- ⑤ 指定カードで支払った保険料については領収書は請求しません。

5. 保険期間（保険のご契約期間）・保険契約の継続について

● 保険期間について

本保険契約の保険期間は1年間です。

● 保険契約の継続について

当社より保険期間満了日の2ヶ月前までに「継続案内」を送付致します。保険契約者より、保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のご通知をいただかない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日（継続日）から1年間継続されます。

6. 解約返戻金・配当金について

● 解約返戻金について

この保険は月払商品のため、解約返戻金はありません。

● 配当金について

この商品は、配当金はありません。

7. 指定代理請求人制度について

● 指定代理請求人制度とは

被保険者本人が保険金を請求できない特殊な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金を請求できる制度のことです。

〈指定代理請求人の範囲〉

被保険者と同居又は生計を一つにしている被保険者の戸籍上の「配偶者」又は「三親等内の親族」
(請求時点にも、代理人は上記の範囲内であることが必要です。)

ご契約の際にご注意いただきたい事項

＜注意喚起情報＞

1. クーリングオフについて

● クーリングオフ制度とは

クーリングオフ制度とは、保険契約者がお申込みから一定期間であれば申込みの撤回が出来る制度です。本契約については、法令に定めるクーリングオフの対象となる契約ではありませんが、当社独自の制度としてクーリングオフ制度を設けています。

● クーリングオフをご希望の場合

クーリングオフをご希望の場合は、お申込み日より10日以内に、書面にてその旨をご通知下さい。(申込書上の保険契約者が自署の上、申込書と同じ印鑑にてご捺印下さい。)

2. 告知について

● 告知義務とは

保険契約者(被保険者)は、ご契約の申込をされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

● 告知が事実と相違する場合

申込書・告知書に記載いただいた告知内容が、事実と違った場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は、日割をもって計算した保険料を返還します。

3. 責任開始日（保険始期）について

お申込みいただいた内容につき、当社が引受を承諾した場合、クレジットカード払いにて保険料をお支払いいただきます。保険料のお支払いが完了した場合、保険料払込日の属する月の1日が責任開始日となります。申込書・告知書の記載事項に誤りがあり訂正をお願いする場合、不明な事項がありお問い合わせさせて頂く場合等、契約手続きに時間を要する場合には、契約日が翌々月以後の1日となる場合があります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合については裏面＜契約概要＞の「2.保障内容について」をご参照下さい。

5. 少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

当社(少額短期保険業者)が引き受けられる保険契約の要件は、保険業法により下記の通り定められています。

● 保険期間の上限について

保険期間は生命保険、傷害疾病保険の場合は1年、損害保険の場合は2年となります。(保険業法施行令第1条の5)

● 保険金額の上限について

保険金額の上限は区分毎に下記の通り定められています。(保険業法施行令第1条の6第1～第6号)

①死亡保険（下記⑤を除きます）	300万円
②傷害疾病保険（下記③④を除きます）	80万円
③重度障害保険（下記④を除きます）	300万円
④特定重度傷害保険（傷害による重度傷害保険）	600万円
⑤傷害死亡保険（上記①を含む場合）	600万円
⑥損害保険	1,000万円

● 被保険者あたりの保険金額合計について

少額短期保険業者1社につき、1人の被保険者について引き受ける全ての保険契約の合計額は、1,000万円以下でなければなりません。(保険業法施行令第38条の9第1項)
このため、当社契約を複数お申込みいただいたお客様については、お引受けが出来ない場合があります。

● 契約者あたりの被保険者の総数について

少額短期保険業者1社につき、1人の保険契約者について引き受けのすべての保険の被保険者の総数は100人を超えてはなりません。(保険業法施行令第38条の9第2項)

6. 保険料のお支払いがなかった場合の取扱い

● 第1回目の保険料のお支払いがなかった場合

クレジットカードの認証が行われなかつたことにより保険料の請求ができない場合、保険契約のお申込みがなかつたものとします。

● 第2回目以降の保険料のお支払いがなかつた場合

クレジットカードの認証が行われなかつたことにより保険料の請求が出来ない場合は、保険料の払込がなかつた月の翌月末日までに、新たなカードの提出を求め、クレジットカードの認証を行います。

上記の手続きが行えなかつた場合、猶予期間の完了日の翌日以降将来に向かって保険契約は効力を失います。猶予期間中に保険金支払い事由が発生した場合、未払保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。

7. 解約返戻金について

この保険は月払商品のため、解約返戻金はありません。

8. 保険契約継続時の契約条件の見直しについて

保険契約の継続時に、保険料の計算方法、保険金額等の契約条件を見直す場合があります。また、継続契約のお引受けを行わない場合があります。

9. 指定紛争解決機関について

当社はお客さまからお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

Tel.010-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 八丁堀S Fビル2階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

(祝日および年末年始休業期間を除く)

10. その他法令で注意喚起することとされている事項

● 想定外の事象が発生した場合

保険事故が多発して保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額(契約引受条件の見直し)を行うことがあります。

● 万一当社が破たんした場合

万一当社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」、「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。

また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

● 本人確認について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、お客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法により本人確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリストの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダーリング*に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

* 犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけることです。

本人確認書類

運転免許証のコピー、健康保険証などのコピー、パスポートのコピー、外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書のコピー、年金手帳のコピー

※本人確認書類と申込住所が異なる場合本人確認書類と以下の書類を合わせて提出していただきます。

- ① 公共料金領収書(電気、都市ガス、水道、NHKのいずれか1点)
- ② 社会保険料の領収書
- ③ 国税、地方税の領収書又は納税通知書

- ・いずれの書類もご本人名義で、現住所および日付の記載があり、日付は当社到着日が発効日の6ヶ月以内のものに限ります。
- ・ご提出いただいた本人確認書類の記載内容は、法令に基づく本人確認以外の目的で使用することはありません。
また個人情報保護法の対象データとして運用管理されます。

11. 反社会的勢力に対する基本方針について

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

お客様に関する個人情報の取扱いについて <個人情報に関する重要事項>

1. 個人情報の利用目的について

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- 保険金のお支払い手続き
- 当社または当社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- 当社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査

2. センシティブ情報の取得・利用について

お客様の告知情報などのセンシティブ情報（機微情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17に基づき業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、少額短期保険業務の適切な運営に必要な範囲において、最小限のセンシティブ情報を取得・利用します。
これらのセンシティブ情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、保険金受取人および少額短期保険募集人に提供する場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社は、次の場合を除いて、お客様の同意なく、お客様の個人情報を第三者に提供することはできません。

- 業務上必要な範囲で、業務委託契約に基づく業務委託会社等に取扱いを委託する場合
- 再保険契約の締結や再保険金の受領など、再保険手続きに関して必要な場合
- 保険制度の健全な運営を維持するために、また、不正な保険金請求を防止するために、他の保険業等に関わる企業・団体・協会等と共同利用する場合
- 各種法令に基づく場合

4. 契約情報の開示

当社は、契約者、被保険者および指定代理請求人以外の方からの、契約内容などのお問い合わせにはお答えすることができません。

5. その他

当社は、お客様サービスの向上のため、お客様よりのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただいております。
当録音内容については、業務の適切な運営に必要な用途に限り使用いたします。

<別表1対象となる女性特定疾病(女性特定がんを除く)>

女性特定疾病の種類	分類項目
悪性新生物(がん)	外陰の悪性新生物
	腫の悪性新生物
	胎盤の悪性新生物
上皮内新生物	その他および部位不明の生殖器の上皮内癌のうち ・外陰部 ・腫
良性新生物	乳房の良性新生物
	子宮平滑筋腫
	子宮のその他の良性新生物
	卵巣の良性新生物
	その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物
	女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物
	その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物のうち ・乳房
内分泌、栄養および代謝疾患	卵巣機能障害
	循環器系の疾患
筋骨格系および結合組織の疾患	慢性リウマチ性心疾患
	血清反応陽性関節リウマチ
尿路性器系の疾患	その他の関節リウマチ
	乳房の障害
	女性骨盤器の炎症性疾患
	女性生殖器の非炎症性障害
妊娠、分娩および産じょくく禰	流産に終わった妊娠
	妊娠、分娩及び産じょくく禰における浮腫、たんぱく質
	尿及び高血圧性障害
	主として妊娠に関連するその他の母体障害
	胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題
	分娩の合併症
	鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩
	帝王切開による単胎分娩
	その他の介助単胎分娩
	多胎分娩
	主として産じょくく禰に関連する合併症
	その他の産科的病態、他に分類されないもの

保障額一覧表

項目	保障額	
①3大疾病死亡保険(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)	一律 30万円	
②女性特定がん診断保険 (乳がん、子宮がん、卵巣がん) と診断されたら	診断給付保険金として	一律 25万円
	診断後の検査費用として	一律 3万円
	通院保険金として	一律 3万円
③女性特定疾病(女性特定がんを除く)入院一時金保険	一律 10万円	
④疾病入院保険	右記表参照	
⑤部位特定(首・顔面・頭部)傷害入院・手術一時金保険	一律 10万円	
⑥外反母趾手術一時金保険	一律 10万円	
⑦白内障・緑内障手術一時金保険	一律 10万円	
⑧先進医療受診保険	保険期間中 限度 20万円	
⑨ひったくり損害保険	(1回の事故につき) 限度 5万円	

④疾病入院保険金日額表

	初年度	保険契約 継続2年目以降
20歳～24歳	17,200 円	16,800 円
25歳～29歳	11,500 円	11,250 円
30歳～34歳	10,200 円	9,900 円
35歳～39歳	11,600 円	11,300 円
40歳～44歳	11,500 円	11,100 円
45歳～49歳	9,500 円	9,150 円
50歳～54歳	9,400 円	9,100 円
55歳～59歳	8,950 円	8,650 円
60歳～64歳	6,650 円	6,350 円
65歳～69歳	4,850 円	4,650 円
70歳～74歳	—	7,500 円
75歳～79歳	—	5,630 円